

新会社法による会社情報の電子的公告と その問題点

——新会社法における電子公告等の仕組み——

小 島 崇 弘*

- I. はじめに
- II. 商法における「計算書類の電子化」および「電子公告」
- III. 新「会社法」における会社の計算等と電子公告
- IV. 計算書類の電子公告と問題点
- V. 終わりに

I. はじめに

一連の商法改正を集大成するために、商法改正ではなく、有限会社法や商法特例法等を包含した形で新「会社法」が平成17年7月29日に成立した。これを受けて17年12月14日には「会社法施行令」が制定され、平成18年2月7日には「会社法施行規則」「会社計算規則」「電子公告規則」の3つの規則があいついで制定され、平成18年5月1日から施行された。

平成13年秋の第153臨時国会における商法改正により、平成14年3月に間に合うように「商法及び有限会社の関連規定に基づく電磁的方法による情報提供等に関する承諾の手續等を定める政令（平成14年1月30日 政令第20号）」及び「商法施行規則（平成14年3月29日 法務省令第22号）」が制定されそして施行された。

* 専修大学商学部教授

これまで商法のような基本法はそれほど頻繁に改正作業が行われることはなく、これまでの主な商法改正としては昭和25年、30年、37年、41年、49年、56年など、4～5年以上の期間を置いた改正がなされただけであった。然るに平成になってからは平成2年に改正され、続いて平成5年及び6年と続き、平成9年からは平成9年・10年・11年・12年と毎年の商法改正が行われた。さらに平成13年は第1次改正（平成13年法律79号）、第2次改正（平成13年法律128号）そして第3次改正（平成13年法律149号）が行われた。特に、平成13年秋の第153臨時国会の改正（第2次改正）において会社関係の書類の電磁的手法・電磁的記録（「商法281条第3項」〈書類の電子化〉）の利用が可能となり、さらに平成14年春の第152通常国会における商法改正は連結計算書類（「株式会社の監査等に関する商法特例に関する法律」第19条の2第1項〈連結計算書類の作成〉）の作成義務が導入された。

さらに14年の商法改正（平成14年法律第45号）があり、平成15年（平成15年法律132号）、最後に平成16年（平成16年法律87号・88号）の改正がなされた。

平成17年の新「会社法」の制定はこれらの一連の改正作業の集大成であり 本論文においては特に「計

算書類の電子化」,「電子公告」制度について全体像をとりまとめ問題点を検討する。

II. 商法における「計算書類の電子化」および「電子公告」

商法によれば会社の(代表)取締役は商法281条に定めるところにより毎決算期ごとに貸借対照表,損益計算書,営業報告書及び利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案を取締役会の承認を得て株主総会に諮り承認を得,さらに貸借対照表の要旨を公告することが求められていた。(商法283条5項)。

しかし従来から株式市場への上場会社はともかく多くの株式会社においては,自社の営業成績や財務状況を公表することへの抵抗感,法282条5項に定める日刊紙等への公告に要する人的・金銭的成本負担および公告によるメリットないしはデメリット,公告を怠ったことによる法498条2項による制裁が実際にはほとんどされていない等により,多くの会社が公告を怠っていたのが実情であった。

しかし,パソコンおよび会計ソフトの普及は財務諸表の電子的作成を容易にし,さらにインターネット等の普及等により計算書類の電磁的記録の作成と利害関係者への情報提供が容易となり,これを受けて平成13年第2次商法改正では法281条3項が追加され,紙媒体に代わり電磁的記録による情報提供が可能となった。さらに平成16年の商法改正では法283条7項が加わり,取締役会の決議によって,法務省令に定める方法で5年間ホームページ等に公表することで足りることとなった。

なお一般の会社情報もインターネット等での公表が可能となったが,それらの情報が正しく公表されているかは法457条に定められた電子公告調査を受けることが義務づけられているが,貸借対照表等の公告については電子公告調査は免除されている。

1. 商法上の電子公告手続き

商法における電子公告のための主な手続きはつぎのとおりである。

- ① 決算書類の電磁的方法による作成<商法281条3項>

- ② 電磁的方法による公告の取締役会承認<商法283条7項>
③ インターネットでの公告<商法施行規則10条>

<商法施行規則 第10条>

貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する処置を行うも電磁的方法

第十条 商法第二百八十三条第五項(同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。)及び商法特例法第十六条第三項(商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する法務省令で定める電磁的方法は,第五条第一項第一号に掲げる方法のうち,会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し,当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつてインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとす

- ④ 電磁的方法による公告では株主総会で承認された日から5年間<商法283条7項>
⑤ 貸借対照表等の全文を公告する<商法283条7項>

2. 商法における参考条文

電子公告等に関する参考条文は次の通りである

(決算書類の作成)

第281条 取締役ハ毎決算期ニ左ニ掲グルモノ及其ノ附属明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

1. 貸借対照表
 2. 損益計算書
 3. 営業報告書
 4. 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案
- 2 第33条ノ2第1項ノ規定ハ前項第1号又ハ第4号ニ掲グルモノニ之ヲ準用ス
- 3 取締役ハ第1項第2号若ハ第3号ニ掲グル書類又ハ同項ノ附属明細書ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ電磁的記録ハ之ヲ此等ノ書類ト、其ノ電磁的記録ノ記録ハ之ヲ此等ノ書類ノ記載ト看做ス

- 4 省略
- 5 省略

(決算書類等の株主総会承認)

第 283 条 取締役ハ第 281 条第 1 項各号ニ掲グルモノヲ定時総会ニ提出シテ同項第 3 号ニ掲グルモノニ在リテハ其ノ内容ヲ報告シ、同項第 1 号、第 2 号及第 4 号ニ掲グルモノニ在リテハ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

- 2 定時総会ノ招集ノ通知ニ際シテハ第 281 条第 1 項各号ニ掲グルモノ及監査報告書ノ謄本ヲ交付スルコトヲ要ス
- 3 前項ノ謄本ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於テハ同項ノ謄本ノ交付ニ代ヘテ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ同項ノ通知ニ際シ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得但シ株主ノ請求アリタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス
- 4 取締役ハ第 1 項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ヲ公告スルコトヲ要ス
- 5 前項ノ規定ニ拘ラズ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ以テ公告ヲ為ス方法トスル会社ニ於テハ貸借対照表ノ要旨ヲ公告スルヲ以テ足ル
- 6 前項ノ要旨ノ記載方法ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム
- 7 第 5 項ノ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ガ第 1 項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ニ記載又ハ記録セラレタル情報ヲ電子公告ニ準ズルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ同項ノ承認ヲ得タル日後 5 年ヲ経過スル日迄不特定多数ノ者ガ其ノ提供ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ルコトトスルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ決議ヲ為シタル会社ニ付テハ第 4 項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(電子公告調査)

第 457 条 この法律の規定による公告（第 283 条第

4 項の規定による公告を除く。以下この章において同じ。）を電子公告により行おうとする会社は、当該公告について第 100 条第 6 項（第 147 条において準用する場合を含む。）又は第 166 条ノ 2 第 1 項の規定により電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が第 166 条第 6 項の状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下「調査機関」という。）に対し、調査（以下「電子公告調査」という。）を行うことを求めなければならない。

Ⅲ. 新「会社法」における会社の計算等と電子公告

全体に関係している。以下必要な新「会社法」では第 2 編 株式会社第 5 章計算等において株式会社の会計についての規定をおき、さらに第 7 編雑則第 5 章「公告」として電子公告に関する規定をおいているが、実際に電子公告等に関する条文は会社法条文を列挙し問題点を検討する。

1. 新「会社法」の株式会社の計算等について

商法における会計の原則としては商法 32 条 2 項「商業帳簿の作成に関する規定の解釈に付いては公正なる会計慣行を斟酌すべし」と規定されていたが新「会社法」では以下のごとく変更されている。

第五章 計算等

第一節 会計の原則

第四百三十一条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

商法においては「公正なる会計慣行を斟酌」であったが会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」に変更された、すなわち「斟酌」から「従う」と強いものになっている。さらに会計帳簿についても以下のように規定している。

第二節 会計帳簿等

第一款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

第四百三十二条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第四百三十三条 総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにして（請求を）しなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求があったときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

(会計帳簿の提出命令)

第四百三十四条 省略

商法に於いては商法 281 条 1 項で 1. 貸借対照表 2. 損益計算書 3. 営業報告書 4. 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案であったが、新「会社法」では 435 条 2 項において 1. 貸借対照表 2. 損益計算書は同じであるがその他は「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」と規定され、法務省令（平成 18 年法務省令第 13 号）「会社計算規則」によれば「株主資本等変動計算書及び個別注記表」である。

第二款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものという。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

は、電磁的記録をもって作成することができる。

- 4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(会社計算規則)

(各事業年度に係る計算書類)

第九十一条 法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

- 2 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月）を超えることができない。
- 3 法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2. 新「会社法」の公告の方法について

(1) 新しく施行された会社法では「公告方法」の方法として

- ① 官報に掲載する方法、
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告

の3つを定め、さらに電子公告については法2条34項に規定している。

<参考条文>

(会社の公告方法)

第九百三十九条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告

- 2 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 3 会社又は外国会社が第一項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による定めがない会社又は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

(計算書類の公告)

第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。
- 4 証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。

(電子公告)

第二条三十四 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき

内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう。

また、第九百三十九条2項・3項の「外国会社」とは次のとおりである。

(外国会社)

第二条二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

第2条34項の「電磁的方法」と「法務省令で定めるものをとる方法」は会社法施行規則第222条および第223条において以下のごとく規定されている。

(電磁的方法)

会社法施行規則（法務省令第一二号）

第二百二十二条 法第二条第三十四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

会社法施行規則（法務省令第一二号）
(電子公告を行うための電磁的方法)

第二百二十三条 法第二条第三十四号に規定する不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものは、前条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法とする。

(2) 定款を電磁気録で作成する場合

また定款を電磁気録で作成する場合には会社法26条において規定されているが詳しくは会社法施行規則（法務省令第一二号）第二百二十四条に規定されている。

(定款の作成)

第二十六条 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(電磁的記録)

会社法施行規則（法務省令第一二号）

第二百二十四条 法第二十六条第二項に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(3) 書面に記載すべき事項等について

書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の

場合は承諾等が必要である，法務省令ではなく内閣による政令で定められた。

会社法施行令

(平成十七年十二月十四日政令第三百六十四号)

内閣は，会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき，この政令を制定する。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（会社法（以下「法」という。）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は，法務省令で定めるところにより，あらかじめ，当該事項の提供の相手方に対し，その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し，書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 法第五十九条第四項
 <設立時募集株式の申し込み>
- 二 法第七十四条第三項（法第八十六条において準用する場合を含む。）
 <決議権の代理行使の証明する書面>
- 三 法第七十六条第一項（法第八十六条において準用する場合を含む。）
 <電磁的方法による決議権の行使>
- 四 法第二百三条第三項
 <募集株式の申込>
- 五 法第二百四十二条第三項
 <募集新株予約権の申込>
- 六 法第三百十条第三項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）
 <決議権の代理行使>
- 七 法第三百十二条第一項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）
 <電磁的方法による決議権の行使>
- 八 法第五百五十五条第三項（法第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）
 <議決権の代理行使>
- 九 法第五百五十七条第一項（法第八百二十二条第

三項において準用する場合を含む。)

<電磁的方法による議決権の行使>

- 十 法第六百七十七条第三項
 <募集社債の申込>
- 十一 法第七百二十一条第四項
 <社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等>
- 十二 法第七百二十五条第三項
 <議決権の代理行使>
- 十三 法第七百二十七条第一項
 <電磁的方法による議決権の行使>
- 十四 法第七百三十九条第二項
 <社債の利息の支払いを怠ったことによる期限の利益の喪失>

- 2 前項の規定による承諾を得た提供者は，同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは，当該相手方に対し，当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第二条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は，法務省令で定めるところにより，あらかじめ，当該通知の相手方に対し，その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し，書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 法第六十八条第三項（法第八十六条において準用する場合を含む。）
 <創立総会の招集通知>
- 二 法第二百九十九条第三項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）
 <株主総会の招集通知>
- 三 法第五百四十九条第二項（同条第四項（法第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）及び法第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）
 <債権者総会の招集通知>

四 法第七百二十条第二項

＜社債権者集会の招集通知＞

- 2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電子公告調査機関の登録及びその更新の申請に係る手数料の額)

第三条 法第九百四十二条第二項(法第九百四十五条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める手数料の額は、四十七万六千八百円とする。

(電子公告調査機関の登録の有効期間)

第四条 法第九百四十五条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

3. 電子署名と公告期間

会社情報等の電子公告を行う際に不可欠な要件は「電子署名」と「電子認証」がある。

なぜ認証が可能か等の原理については他の文献に譲るとして、「電子署名及び認証業務に関する法律」に定められている。これに基づき会社法施行規則(法務省令第一二号)第225条に電子署名を必要とする事項が掲げられている。

(電子署名)

会社法施行規則(法務省令第一二号)

第二百二十五条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第二十六条第二項(電磁記録をもって作成された定款)
- 二 法第二百二十二条第三項(電磁記録をもって作成された株主名簿)
- 三 法第四百九十九条第三項(電磁記録をもって作成された株主名簿の記載事項記載した書面)
- 四 法第二百五十条第三項(電磁記録をもって作成さ

れた新株予約権原簿記載事項)

- 五 法第二百七十条第三項(電磁記録をもって作成された新株予約権原簿記載事項記載の書面)
- 六 法第三百六十九条第四項(電磁記録をもって作成された取締役会の決議)
- 七 法第三百九十三条第三項(電磁記録をもって作成された監査役会の決議)
- 八 法第四百十二条第四項(電磁記録をもって作成された委員会の決議)
- 九 法第五百七十五条第二項(電磁記録をもって作成された持分会社の定款)
- 十 法第六百八十二条第三項(電磁記録をもって作成された持分会社の社債原簿記載の素面)
- 十一 法第六百九十五条第三項(電磁記録をもって作成された持分会社の質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面)

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

さらに電子公告の期間である5年は法940条1項2号に定められている。

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 この法律の規定により特定の日のある一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告当該特定の日
- 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日
- 三 公告に定める期間内に異議を述べることができ

る旨の公告 当該期間を経過する日

四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による公告をする場合には、同項の手續の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

3 省略

4. 電子公告調査機関

新「会社法」では法 939 条で 3 つの公告方法を定めているが、電子公告を行う場合については、正しく公告がされているかについて電子公告を行おうとしている会社は法 941 条に定める調査機関に調査を求めなくてはならない。ただし法 440 条 1 項の「計算書類の公告」は調査・報告が免除されている。

第二節 電子公告調査機関

(電子公告調査)

第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

(登録)

第九百四十二条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同条の規定による調査（以下この節において「電子公告調査」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 二 第九百五十四条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第九百四十七条において同じ。）のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの。

(登録基準)

第九百四十四条 法務大臣は、第九百四十二条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手續は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号において同じ。）であって次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

イ 当該電子計算機及びプログラムが電子公告により公告されている情報をインターネットを利用して閲覧することができるものであること。

ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、当該電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることを防ぐために必要な措置が講じられていること。

ハ 当該電子計算機及びプログラムがその電子公告調査を行う期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していること。

二 電子公告調査を適正に行うために必要な実施方法が定められていること。

2 登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が電子公告調査を行う事業所の所在地

(登録の更新)

第九百四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(調査の義務等)

第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

- 2 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。
- 3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。
- 4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

(電子公告調査を行うことができない場合)

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

- 一 当該調査機関
- 二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）
- 三 理事等又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）

が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人

- 四 理事等又は職員のうち当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人

(事業所の変更の届出)

第九百四十八条 調査機関は、電子公告調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、法務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第九百四十九条 調査機関は、電子公告調査の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、電子公告調査の業務の開始前に、法務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、電子公告調査の実施方法、電子公告調査に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第九百五十条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九百五十一条 調査機関は、毎事業年度経過後三箇月以内に、その事業年度の財産目録貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かななければならない。

- 2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用

を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九百五十二条 法務大臣は、調査機関が第九百四十四条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九百五十三条 法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反していると認めるときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第九百五十四条 法務大臣は、調査機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九百四十三条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第九百四十七条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）から第九百五十条まで、第九百五十一条第一項又は次条第一項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第九百五十一条第二項各号又は次条第二項各号（電子公告関係規定において準

用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

- 四 第九百五十二条又は前条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第九百四十一条の登録を受けたとき。

(調査記録簿等の記載等)

第九百五十五条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求
- 二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(調査記録簿等の引継ぎ)

第九百五十六条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部の廃止をしようとするとき、又は第九百五十四条の規定により登録が取り消されたときは、その保存に係る前条第一項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の調査記録簿等を他の調査機関に引き継がなければならない。

2 前項の規定により同項の調査記録簿等の引継ぎを受けた調査機関は、法務省令で定めるところにより、その調査記録簿等を保存しなければならない。

(法務大臣による電子公告調査の業務の実施)

第九百五十七条 法務大臣は、登録を受ける者がいないとき、第九百五十条の規定による電子公告調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第九百五十四条の規定により登録を取り消し、又は調査機関に対し電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、調査機関が天災その他の事由によって電子公告調査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、当該電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 法務大臣が前項の規定により電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における電子公告調査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、法務省令で定める。

3 第一項の規定により法務大臣が行う電子公告調査を求める者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

(報告及び検査)

第九百五十八条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、調査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九百五十九条 法務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第九百四十五条第一項の規定により登録が効力を失ったことを確認したとき。
- 三 第九百四十八条又は第九百五十条の届出があったとき。
- 四 第九百五十四条の規定により登録を取り消し、又は電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を

命じたとき。

五 第九百五十七条第一項の規定により法務大臣が電子公告調査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた電子公告調査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

IV. 計算書類の電子公告と問題点

新「会社法」が平成18年5月1日施行されたが、旧商法時代から引き継がれた様々な問題点を内包している。ここではこれらの問題の中から「会社情報の電子開示」的を絞って検討する。

会社法文献1によれば平成15年度国税庁の税務統計では資本金1000万円以上の株式会社は772,445社、有限会社65,484社であり、これが資本金5000万円以上では株式会社48,033社、有限会社2094社、資本金1億円以上では株式会社27,016社、有限会社902社となる。

実に資本金1000万円以上1億円以下では、株式会社約745,000社、有限会社約64,000社である。問題点の最大のもはこれらの株式会社が商法283条5項により、貸借対照表を公告していたであろうか。常識的のほとんどされていないということができよう。すでに述べたように日刊新聞等へも貸借対照表の掲載はコスト的にも大きな負担となり行われてこなかったのが実情であろう。

では現在多くの資本金の少ない株式会社でも現在はパソコンと会計ソフトにより電磁的に計算書類を作成しており、これをインターネット等に公告するにはどのような方法と問題点があるかを検討する。

1. インターネット上への公告

一般にインターネット上への公告とはインターネットに接続され特定のグローバルIPアドレスを有するホームページサーバに公開することをいうかまたはプロバイダーと呼ばれるインターネットの専門業者が有するサーバー上に公開される。前者の場合株式会社固有のホームページが可能であるが第三者からは検索が容易ではなく、後者の場合はプロバイダーのドメイン

名が付くなど不便である。

この問題を解決するためには中小会社の計算書類を専門的に掲載する専門機関の設立が望ましい。

2. 電子公告の固有の問題点

ホームページに公開した場合には、公開したサーバーの故障による公告の中断、ハッカーによる公告内容の改ざんなどの問題が生じることが予測される。新「会社法」では法 940 条 3 項で救済措置を示している。

- (1) 中断に対するは 3 つの要件を満たしていることが必要である (法 940 条 3 項)
- ① 公告の中断が生じた場合当該会社は善意・無過失であること、または会社に正当な事由があること
 - ② 公告に期間が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと
 - ③ 会社は公告の中断があったことを知った後、中断があった期間、中断内容を速やかに公告すること

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 この法律の規定により特定の日のある一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告当該特定の日
 - 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日
 - 三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日
- 2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による公告をする場合には、同項の手續の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電子公

告による公告をしなければならない。

- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間 (以下この章において「公告期間」という。) 中公告の中断 (不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。) が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
 - 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
 - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。
- (2) 長期中断または、止むを得ない事情により中断する場合の対策 (法 939 条 3 項)

(会社の公告方法)

第九百三十九条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告
- 2 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 3 会社又は外国会社が第一項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による定めがない会社又

は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

V. 終わりに

平成5年から始まった今回の商法改正も新「会社法」として平成18年5月1日施行された。

今回の改正を情報公開の観点から見ると

平成13年 電磁的方法による計算書類の作成と公開

平成14年 連結計算書類制度の導入

証券取引法との調和をはかる改正

計算規定の省令委任

平成16年 電子公告制度の導入

等の改正が行われ、平成18年に入り、「平成17年政令364号会社施行令」、「平成18年法務省令第12号会社施行規則」「平成18年法務省令第13号会社計算規則」「平成18年法務省令第14号電子公告規則」が制定され新「会社法」と同時に施行された。

特に計算書類が、貸借対照表、損益計算書と「株主資本等変動計算書及び個別注記表」に改められ、また貸借対照表の項目が「資産、負債、資本」から「資産、負債、純資産」に変更され商法が新「会社法」と名前が変更になったのではなくその内容も大きく変更され、現状の会計システムに大きく近づいたといえよう。また今回取り上げた「電子公告等」もインターネットやIT技術の発展に法制度も現状に近づいたもので、さらに税法等においても「電子申告」「電子納税」等が推奨されようとしている現在、上場会社等を除く多くの株式会社の「計算書類の電磁的開示」とその検証が大きな問題となるであろう。実際自社にWebサーバーを有しない株式会社ではプロバイダーのサーバーに電子広告を依頼するとか、新たにIPアドレスを取得して自社専用のサーバーを構築する等が考えられるが技術的にも、セキュリティ面からも多くの問題が含まれることになろう。

なお、本研究は平成16年度専修大学研究助成（個別研究）—会社情報の電子的開示の実証研究—に基づいている。

参考文献

商法

1. 法務省大臣官房参事官 始関正光 編著「平成14年度改正商法」2003.3 商事法務
2. 監査法人 トーマツ編「会計商法における会社実務」2002.12 精文者
3. 弥永真生「商法施行規則」2004.7 商事法務
4. 上田栄治「平成商法改正ハンドブック」2004.3 三省堂
5. 太田達也「改正商法の実務」平成14年10月 税務研究会 出版局
6. 近藤光男「最新会社法」平成11年3月 中央経済社
7. 田邊光政「会社法要説」平成11年4月 税務経理協会
8. 倉澤康一郎「口語商法」2005.8 自由国民社

会社法

1. 明石一秀ほか「新会社法の実務」平成17年九月 財務詳報社
2. ジュリスト 1295号別冊「会社法 全条文」2005.8 有斐閣
3. 企業会計特別保存版「新会社法詳解」平成17年7月 中央経済社
4. 「会社法」法令集 平成18年2月 中央経済社
5. 新日本監査法人 編著「会社法施行規則」「贈答計算規則」「電子公告」全文 税務経理協会
6. 太田達也「新会社法の完全解説」平成17年8月 税務研究会出版局
7. 法務省民事局付検事 葉玉匡美「新・会社法100問」2005.12 ダイヤモンド社
8. 法務省大臣官房参事官 相澤哲 編著「新・会社法」2005.7 商事法務